

○和洋女子大学研究倫理委員会規程

(目的)

**第1条** 和洋女子大学研究倫理規程（以下、「倫理規程」という。）第12条第5項に基づき、研究者等による不正行為を防止するため、和洋女子大学研究倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(構成)

**第2条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織し、学長が委嘱する。

2 委員長は副学長とし、副学長不籍の場合は学長の指名するものとする。委員長は委員会の業務を統括し、研究倫理教育ならびにコンプライアンス推進責任者となる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、または委員長に事故あるときは、その職務を行う。

4 委員は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 各学部長

(2) 大学院各研究科長

(3) 職員2名、内1名は研究支援課長とする。

(4) 法律の知識を有する外部有識者1名

(任期)

**第3条** 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(審議事項)

**第4条** 委員会は、次の事項について審議する。

(1) 倫理規程第12条に定める責務に関する事項

(2) 倫理規程の運用、解釈に関する事項

(3) 倫理規程の改廃に関する事項

(4) 研究倫理に関する学長の諮問事項

(5) その他必要な事項

(任務)

**第5条** 委員会の任務は、次の各号のとおりとする。

(1) 委員会は、研究倫理についての研修及び教育を企画し、研究者等に研究倫理教育を定期的に行い、研究倫理意識の向上を図るものとする。

(2) 委員会は、研究倫理についての国内外における情報を収集し、研究者等に対して周知するとともに、必要があると認められるときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

(3) 委員会は、倫理規程第12条第3項の苦情、相談等に対応するものとする。

(4) 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討する。

(議事)

**第6条** 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(守秘義務)

**第8条** 委員は、相談内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に洩らしてはならない。

(事務)

**第9条** 委員会の事務は、研究支援課が行う。

(規程の改廃)

**第10条** この規程の改廃は、和洋学園諸規程の管理規程の定めによる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から制定施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。